

社会保険未加入対策について（契約約款の改正）

本市発注の建設工事における建設事業者の社会保険等加入促進について、本市と受注者との契約における平成28年4月発注分からの取組として、一次下請業者が社会保険等未加入の場合は受注者を入札参加停止とすることに伴い、契約約款を下記のとおり改正します。

記

1 改正対象となる約款

工事請負契約約款

2 対象工事

本市発注の建設工事（予定価格が250万円以下の少額工事を除く）

3 改正内容の趣旨

受注者が直接締結する下請負人の社会保険等加入義務等の条項を追加する。なお、改正後の約款については、新旧対照表をご確認ください。

（1）社会保険等未加入の建設業者との一次下請契約の禁止

（2）一次下請業者が社会保険未加入の場合における受注者の義務

※違反が判明した場合、受注者に対して、入札参加停止措置及び工事成績の減点を行います。

なお、指定する期間内に社会保険等の加入を確認できる書類を提出した場合は除きます。

4 社会保険等加入状況の確認方法

原則として、施工体制台帳により確認します。

5 実施時期

平成28年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 社会保険等未加入建設業者とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいう

<新旧対照表（改正箇所抜粋）>

（工事請負契約約款）

現行	改正後
<p>（新設）</p>	<p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p><u>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を受注者が直接締結する下請契約の相手方としてはならない。ただし、発注者が指定する期間内に、受注者が当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を発注者に提出したときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</u></p>

（工事請負契約約款・議決）

現行	改正後
<p>（新設）</p>	<p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）</p> <p><u>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を受注者が直接締結する下請契約の相手方としてはならない。ただし、発注者が指定する期間内に、受注者が当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を発注者に提出したときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</u></p>